

小松島市土木施設アドプト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、快適な公共空間の創出とそれを誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心の醸成，コミュニティのつながりの深化に資するため，土木施設アドプト事業を推進し，もって市民との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土木施設 市都市整備課が管理する道路，公園，河川等の施設をいう。
- (2) 土木施設アドプト事業 市民等から成る団体が，市と覚書を締結し，市と協働して土木施設の清掃・美化を行うことをいう。

(参加資格)

第3条 土木施設アドプト事業（以下「アドプト事業」という。）に参加する団体（以下「参加団体」という。）は，土木施設において清掃美化活動を行うことができる団体であって，次の要件すべてを満たすものとする。

- (1) 小学5年生以上の者で構成されていること。
- (2) 市の区域内に住所を有する者，市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市の区域内に存する学校に在学する者が5人以上含まれていること。

(覚書の締結)

第4条 参加団体及び市は，アドプト事業を実施するに際し，小松島市土木施設アドプト事業実施に関する覚書（以下「覚書」という。）を締結するものとする。

- 2 参加団体は，前項の覚書の締結にあたって，小松島市土木施設アドプト事業参加団体（変更）届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）及び小松島市土木施設アドプト事業年間活動計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を市長へ提出しなければならない。
- 3 参加団体は，前項の規定により提出した届出書又は計画書の内容に変更が生じたときは，あらためて速やかに市長に届出書又は計画書を提出しなければならない。
- 4 参加団体は，毎回清掃活動終了後，速やかに小松島市土木施設アドプト事業活動報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 5 参加団体は，覚書を更新しようとするときは，届出書及び計画書を新たな覚書締結期間の前年度の3月17日までに市長に提出するものとする。

(清掃美化活動における注意事項)

第5条 参加団体は，前条第1項の規定により覚書を締結した日から同日が属する年度の末日までの間において年間3回以上又は4箇月に1回以上清掃美化活動を行うものとする。

る。

- 2 参加団体は、清掃美化活動とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、その他の清掃美化活動以外の目的を持つ活動を行ってはならない。
- 3 参加団体は、市から借り受けた清掃用具を転貸してはならない。
- 4 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。
- 5 参加団体は、中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけないなければならない。
- 6 参加団体は、清掃美化活動中に事故が起こったときは、遅滞なく市都市整備課に連絡するとともに、速やかに小松島市土木施設アドプト事業事故報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 7 参加団体の活動により回収したごみは、市の指定している方法に従い分別し環境衛生センターに持ち込むものとする。

（市の役割）

第6条 市は、参加団体の活動に対し、次の各号の支援措置を行う。

- （1）清掃用具の貸出
- （2）参加者に対する傷害保険の加入
- （3）環境衛生センターに持ち込まれたごみの処理
- （4）活動区域への参加団体名を記載した看板の設置
- （5）土木施設の管理上又はアドプト事業の実施上必要な指導及び助言

（覚書の解除）

第7条 市は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体がこの要綱若しくは覚書に規定する義務を果たしていないと認められるとき又は参加団体としてふさわしくないと認められるときは、覚書を解除するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。